

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和6年度バリアフリー観光モニターツアー実施委託業務

### (2) 業務の目的

障害者及び高齢者等で構成される家族またはグループを対象とした2泊3日のモニターツアーを実施し、周遊コースの有効性や課題等をバリアフリー観光に関する知見を持つスタッフ（以下「専門スタッフ」という。）が検証することで、誰もが安心・安全に高知県観光を楽しむことができるバリアフリー観光商品の造成につなげるとともに、本県のバリアフリー観光の一層の推進を図る。

### (3) 業務内容

別添「令和6年度バリアフリー観光モニターツアー実施委託業務 仕様書」のとおり。

### (4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

## 2 見積限度額

2,738千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和6年度バリアフリー観光モニターツアー実施委託業務 プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点

者に選定された者が、改めて県と交渉を行う。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納してないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納してないこと。
- (7) 複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項
  - ア 幹事者を決め、「参加申込書」は幹事者が提出すること。
  - イ すべての共同提案者について、「共同提案者一覧」に記入のうえ、「共同企業体協定書」と併せて提出すること。
  - ウ 幹事者及びすべての共同提案者について、「資格要件確認書」、「法人等概要書」「都道府県税の納税証明書」、「消費税及び地方消費税の納税証明書」を提出すること。
  - エ 「参加申込書」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、参加申し込み期限までに、変更後の「参加申込書」、「共同提案者一覧」及び「共同企業体協定書」を提出すること。
  - オ 共同体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同体の構成員として参加することはできない。

## 6 説明会

日時：令和6年6月20日（木）午後4時から

場所：高知県庁西庁舎 地階北会議室（高知市丸ノ内1丁目7番52号）

なお、会場の都合により1参加者当たり2名までの参加とする。

また、説明会への参加を希望する場合、令和6年6月19日（水）午後3時までに「14 問い合わせ先」へFAX又は電子メールで申し込み、電話により着信を確認すること。

※申し込みの際は、事業者名、所在地、連絡先（TEL）、参加者名を記載すること。

（様式自由）

## 7 質疑と回答

質疑は令和6年6月24日（月）正午までに様式1により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールで受け付ける。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容はホームページに掲載する。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（様式2）に資格要件の確認書類を添えて申込をすること。申込に当たって提出が必要な書類を次表に示す。

[提出書類、様式及び提出部数等]

番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（様式2）	A4縦	1部
2	法人概要書（様式3-1）	A4縦	1部
3	業務実績一覧表（様式3-2）	A4縦	1部
4	都道府県税の納税証明書	-	1部
5	消費税及び地方消費税の納税証明書	-	1部

※4、5については提出日から3ヵ月以内に取得したものを提出すること

### (1) 参加申込書

#### ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

#### イ 提出期限

令和6年7月4日（木）午後5時（必着）

#### ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県観光振興スポーツ部観光政策課おもてなし室 TEL 088-823-9609

### (2) 資格要件の確認

高知県観光振興スポーツ部観光政策課おもてなし室で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年7月5日（金）までに申込者へ電子メールにて通知する。

### (3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

## 9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成すること。

## 10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施する。

## 11 審査結果

審査結果は、令和6年7月29日（月）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

## 12 日程

令和6年6月14日（金）	募集開始
令和6年6月20日（木）	説明会
令和6年7月4日（木）	参加申込及び資格確認書類提出〆切
令和6年7月22日（月）	企画提案書の提出〆切
令和6年7月25日（木）（予定）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和6年7月29日（月）（予定）	審査結果通知

## 13 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式4により提出すること。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。

14 問い合わせ先

高知県観光振興スポーツ部観光政策課おもてなし室

担当者 西村、有瀬

T E L 088-823-9609

F A X 088-823-9256

E-mail 020101@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めない。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
  - エ 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
  - オ その他、失格とすることが適当であると認められる事実が判明した場合